三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び横手市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　岐阜県郡上市八幡町小那比字西神奈良四〇五六、四〇五八、四〇六八から四〇七一まで、四〇七二の一、四〇七二の二、四〇七三の一、四〇七三の二、四〇七四の一、四〇七四の二、四〇七七、四〇七八、四一一六、四一一七の一、四一一七の三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　岐阜県中津川市加子母字上八田ンボ四〇〇一の一、四〇〇三の一、四〇〇三の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　岐阜県中津川市坂下字二股四二五〇の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　岐阜県中津川市加子母字渡合三四二三の二八一、三五八四
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　岐阜県中津川市加子母字平田二八三一の二五、二八三一の二六
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　岐阜県加茂郡白川町白山字中内四六〇の一・四六一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四六二の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　岐阜県関市富之保字武儀倉抛ヶ洞四三二六、四三二九の一、四三三一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字武儀倉抛ヶ洞四三二六・四三二九の一・四三三一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）